

北海道公安委員会告示第169号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、札幌市南区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年9月29日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 株式会社じょうてつ
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局
- (4) 札幌市
- (5) 藤野地区町内会連合会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、株式会社じょうてつが管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	上下線別	所在地
1	藤野3条2丁目	上り	札幌市南区藤野2条2丁目45番地先
2	藤野3条2丁目	上り	札幌市南区藤野4条1丁目395番地先
3	藤野3条4丁目	上り	札幌市南区藤野3条4丁目357番地先
4	十五島公園	下り	札幌市南区藤野3条6丁目319番地先
5	藤野3条8丁目	上り	札幌市南区藤野3条8丁目283番地先
6	藤野3条11丁目	下り	札幌市南区藤野3条11丁目240番地先
7	藤野西通車庫	上り	札幌市南区簾舞3条1丁目333番地先
8	藤野4条2丁目	上り	札幌市南区藤野4条1丁目397番地先
9	藤野4条3丁目	上り	札幌市南区藤野5条4丁目434番地先
10	藤野4条4丁目	上り	札幌市南区藤野5条4丁目434番地先
11	藤野4条5丁目	上り	札幌市南区藤野5条5丁目451番地先
12	藤野5条7丁目	上り	札幌市南区藤野5条7丁目456番地先
13	藤野5条9丁目	上り	札幌市南区藤野5条9丁目465番地先
14	藤野4条11丁目	上り	札幌市南区藤野4条11丁目1013番地先
15	藤野西通	上り	札幌市南区藤野4条11丁目1013番地先
16	藤野2条6丁目	下り	札幌市南区藤野2条6丁目116番地先
17	藤野2条8丁目	下り	札幌市南区藤野2条8丁目227番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
株式会社じょうてつ	デマンドバス（チョイソコふじの～る）